

仕 様 書

1 件名

平成23年度「未来の大学のまち京都検討プロジェクト」における調査研究支援業務（以下、「本業務」という。）

2 委託業務内容

- (1) 大学悉皆ヒアリング業務の運営補助
 - ・ヒアリング結果の集計及び分析作業
 - ・大学悉皆ヒアリング結果報告書（案）の作成
- (2) 「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」に向けた資料作成
 - ・専門部会における摘録の作成（2回）
- (3) その他、本業務に関して、京都市が必要と認める業務

3 本事業に係るスケジュール（目安）

- (1) 大学悉皆ヒアリング業務の運営補助
平成23年9月～12月
- (2) 「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」に向けた資料作成
平成23年12月～平成24年3月

4 成果物等

京都市に納品する成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 大学悉皆ヒアリング結果報告書（案） 1部
- (2) 専門部会（2回）における摘録 1式
- (3) 本業務で取得又は作成した資料 1式
- (4) 上記（1）～（3）に関する電子データ 1式

5 支払い方法等

委託業務等の終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

なお、契約金額については、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

6 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務を実施するにあたり、京都市と事前に十分な調整を行うこと。

- (2) 各種成果物を作成する過程で生み出した基礎となる本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、京都市に帰属するものとする。
- (3) 成果物の作成等に必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、有益な提案を積極的に行うこと。
- (4) 本業務を円滑に行うため、専門的な技法を用いた分析を行う場合等は、専門スキルを有する者を確保するなど、業務内容に応じた人員、体制を確保すること。
- (5) 受託者が大学等ヒアリングに同行する場合等に発生する諸経費（交通・車両費等）は、全て受託者の負担とする。
- (6) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本契約書に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。
- (7) 受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。